

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(報告金融機関等の範囲等)

第六条の七 法第十条の五第八項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令、財務省令で定める要件を満たすものに限る。)とする。

一・二 省 略

- 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者(同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。)、海外投資家等特例業務届出者(同法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。)、移行期間特例業務届出者(同法附則第三条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした者を含む。)、同条第一項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある者を除く。以下この項において同じ。)、信託会社、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関
- 四 次に掲げる法人(その財産の運用を金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。))、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為(次号及び第六号において「投資運用業」という。)として行う場合に限る。)
- イ・二 省 略

五 次に掲げる組合又は団体(その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。)の契約の区分に応じそれぞれ

改 正 前

(報告金融機関等の範囲等)

第六条の七 同 上

一・二 同 上

- 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者(同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。)、信託会社、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関

四 次に掲げる法人(その財産の運用を金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。))又は特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為(次号及び第六号において「投資運用業」という。)として行う場合に限る。)

イ・二 同 上

五 次に掲げる組合(その財産の運用を金融商品取引業者等又は特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。)の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

次に定める者

イ 二 省略

ホ 外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約 当該契約によつて成立する団体に係るイからニまでに定める者に類する者

六 信託（委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等

特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場

合に限る。）の受託者

2・3 省略

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

イ 二 同上

ホ 外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約 当該契約によつて成立する団体に係るイからニまでに規定する者に類する者

六 信託（委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等又は特例業務届出者が投資運用業

として行う場合に限る。）の受託者

2・3 同上

2・3 同上